

## 学校法人信愛学園 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人信愛学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第12条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは役員職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には職務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 寄附行為第6条第1項に定める役員（伊勢原幼稚園園長）及びこの法人の旧設置者である日本基督教団伊勢原教会の教会員である役員には支給しない。
- 3 前項に該当しない役員には、理事会及びその他法人運営に関する会議等に参加した際、出席1回につき5,000円（税抜き）を日当として支給する。
- 4 2に該当しない監事については、年1回行う定時監査の対価として、前項の日当とは別に定時監査1日につき10,000円（税抜き）を支給する。
- 5 この法人の旧設置者である日本基督教団伊勢原教会の教会員を除く役員には、在任中に功労があったと認められる場合に、退任時に特別功労金を支給することがある。支給額は、その都度その功労の程度を勘案して理事会で定める。

### (費用)

第4条 役員の旅費は実費を支給する。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、2020年4月1日より施行する。  
この規程は、2021年4月1日より施行する。  
この規程は、2022年4月1日より施行する。